

利用者のために

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることです。

(2) 調査の法律的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」として、経済センサス活動調査規則（平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号）によって実施されています。

(3) 調査の期日

令和 3 年 6 月 1 日現在を調査期日として実施しました。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所及び、国、地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業について行いました。

- ① 大分類 A- 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B- 「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N- 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792- 「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類 R- 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96- 「外国公務」に属する事業所

(5) 調査の方法

報告者（事業所の管理責任者）の自計報告により調査したものです。

2. 利用上の注意

(1) この報告書は、総務省・経済産業省「令和 3 年経済センサス - 活動調査」の製造業確報結果の調査票情報を持ちます。また、製造業について「工業統計調査（経済産業省）」と時系列比較を行うために、「令和 3 年経済センサス - 活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。

- ・従業者 4 人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、「令和 3 年経済センサス - 活動調査」の調査結果のうち、「産業横断的集計」として集計した製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しません。

(2) 項目の説明

- 報告書において、「平成 23 年、平成 28 年、令和 3 年」の数値は経済センサス - 活動調査、それ以外の数値は工業統計調査です。
- 事業所数は、令和 3 年 6 月 1 日現在の数値です。
事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。
- (ア) 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
 - (イ) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること
- 従業者数は、令和 3 年 6 月 1 日現在の数値です。
従業者とは、当該事業所で働いている人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めません。
- 製造品出荷額等とは、令和 2 年 1 月から 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計をいいます。
- 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、令和 2 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。
- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - (イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
 - (ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 27 年中に返品されたものを除く）
- 加工賃収入額とは、令和 2 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
- その他収入額とは、製造品出荷額、加工賃収入額及びくず廃物の出荷額以外の収入額をいいます。
- 現金給与総額とは、令和 2 年 1 月から 12 月までの 1 年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいいます。
- 原材料使用額等とは、令和 2 年 1 月から 12 月までの 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計をいいます。
- 生産額（従業者 10 人以上の事業所）の算式
生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
- 付加価値額（粗付加価値額）の算式

(ア) 従業者 30 人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料、燃料、電力の使用額等 - 減価償却額

(イ) 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料、燃料、電力の使用額等

(3) 産業分類の表示

結果表は、日本標準産業分類の中分類別に表示していますが、その名称は次のように略称を用いています。

(略称)	(産業分類)
09 食料品	09 食料品製造業
10 飲料・飼料	10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維	11 繊維工業
12 木材・木製品	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家具・装備品	13 家具・装備品製造業
14 パルプ・紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印刷	15 印刷・同関連業
16 化学	16 化学工業
17 石油・石炭	17 石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック	18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品	19 ゴム製品製造業
20 皮革製品	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石	21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼	22 鉄鋼業
23 非鉄金属	23 非鉄金属製造業
24 金属製品	24 金属製品製造業
25 はん用機械	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械	26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械	27 業務用機械器具製造業
28 電子部品	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械	29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械	30 情報通信機械器具製造業
31 輸送機械	31 輸送用機械器具製造業
32 その他	32 その他の製造業

(4) 軽工業と重化学工業の区分

【軽工業】		【重化学工業】	
09 食 料 品	15 印 刷	16 化 学	26 生産用機械
10 飲料・飼料	18 プラスチック	17 石油・石炭	27 業務用機械
11 繊 綿	19 ゴム製品	22 鉄 鋼	28 電子部品
12 木材・木製品	20 皮革製品	23 非鉄金属	29 電気機械
13 家具・装備品	21 窯業・土石	24 金属製品	30 情報通信機械
14 パルプ・紙	32 そ の 他	25 はん用機械	31 輸送機械

(5) その他

統計表等内で用いる符号は、次のとおりです。

「0」、「0.0」：単位未満の数値です。

「X」=事業所数が2以下の場合、その集計数値を統計法に基づき秘匿したもの
なお、前後の関連から、秘匿数値が判明する場合には、事業所数が3以上の
事業所に関する数値についても秘匿としました。

「—」=該当の数値がないもの

「△」=負の値を示したもの

図表中の数値の単位未満は四捨五入しました。従って、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

※平成27年の数値は、「平成28年経済センサス活動調査 産業別集計（製造業）」によるものであり、調査時点が平成28年6月1日現在、平成23年の数値は「平成24年経済センサス活動調査 産業別集計（製造業）」によるものであり、調査時点が平成24年2月1日現在、また「工業統計調査」は平成26年までは12月31日現在、平成29年からは6月1日であることなど連結しない部分があるため、比較には注意が必要です。